

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年八月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ハローズ長船店

所在地 瀬戸内市長船町服部字窪五二七番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

(2) その他（未定）

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年四月十四日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百二十八平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 百十五台

(2) 駐輪場の収容台数 六十二台

(3) 荷さばき施設の面積 百二十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十一・七立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前零時
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十二時（二十四時間営業）
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで（二十四時間）
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設一 午前六時から午後十時まで
荷さばき施設二 午前六時から午後十時まで
荷さばき施設三 午後十時から午前七時まで

二 届出年月日

平成三十年八月十三日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年八月二十四日から平成三十年十二月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部商工観光課